

I. 国別行動計画とは

- [国別行動計画の一覧](#)
- [日本の国別行動計画（英語版）](#) を例に

II. 経緯

- 人権分野における国別行動計画の例
 - 1993年 [ウィーン宣言および行動計画](#) パラ 47, 71
- ビジネスと人権分野における国別行動計画
 - [A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility](#) (2011), para. 4.8.2.
 - [Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises](#) (2012), para. 68 (“for example, by encouraging...”)
 - [Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises](#) (2014)
 - ◇ パラ 2 目的
 - ◇ パラ 6 内容
 - [Guidance on National Action Plans on Business and Human Rights](#) (2016)
 - ◇ “An evolving policy strategy developed by a State to protect against adverse human rights impacts by business enterprises **in conformity with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights**” (強調追加)

III. 策定過程

- 2016 Guidance の“3. Guidance on NAP process”
- [日本 NAP の策定経緯](#)

IV. 比較

[日本](#)と[ドイツ](#)の国別行動計画を比較する。講義までに、両者を比較して違いをリストアップしてくること。特に、以下に注意。

- 手法・視角・思想に違いはあるか。
- 扱われている事項にどのような違いがあるか。その違いは、両国が置かれた状況の差で説明できるか。
- それぞれの長所および改善点は。

その作業の際には、[デンマーク人権研究所が作成している NAP の比較サイト](#)、特にその[問題ごとの比較ページ](#)が役に立つと思われる。

受講生を3つのグループに分ける。必要であれば、グループ内で適宜分担して作業を進めても良い。

- 第1グループ 国家の義務
 - 日本 第2章 (1) 横断的事項、(2) 人権を保護する国家の…… (pp. 10-22)
 - ドイツ IV. 1. The State Duty to Protect (pp. 11-19)

- 第2グループ 企業の責任 (について国家がなすべきこと)
 - 日本 第2章 (1) 横断的事項、(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組、第3章 政府から企業への期待表明 (pp. 10-18, 23-25, 30)
 - ドイツ III. Federal Government expectations..., IV. 2. Challenges in Corporate Practice, 3. Available Means of Practical Implementation Support (pp. 7-10, 19-24)

- 第3グループ 救済へのアクセス
 - 日本 第2章 (4) 救済へのアクセスに関する取組 (pp. 26-28)
 - ドイツ IV. 4. Guaranteeing Access to Remedies and Redress (pp. 24-26)

以上